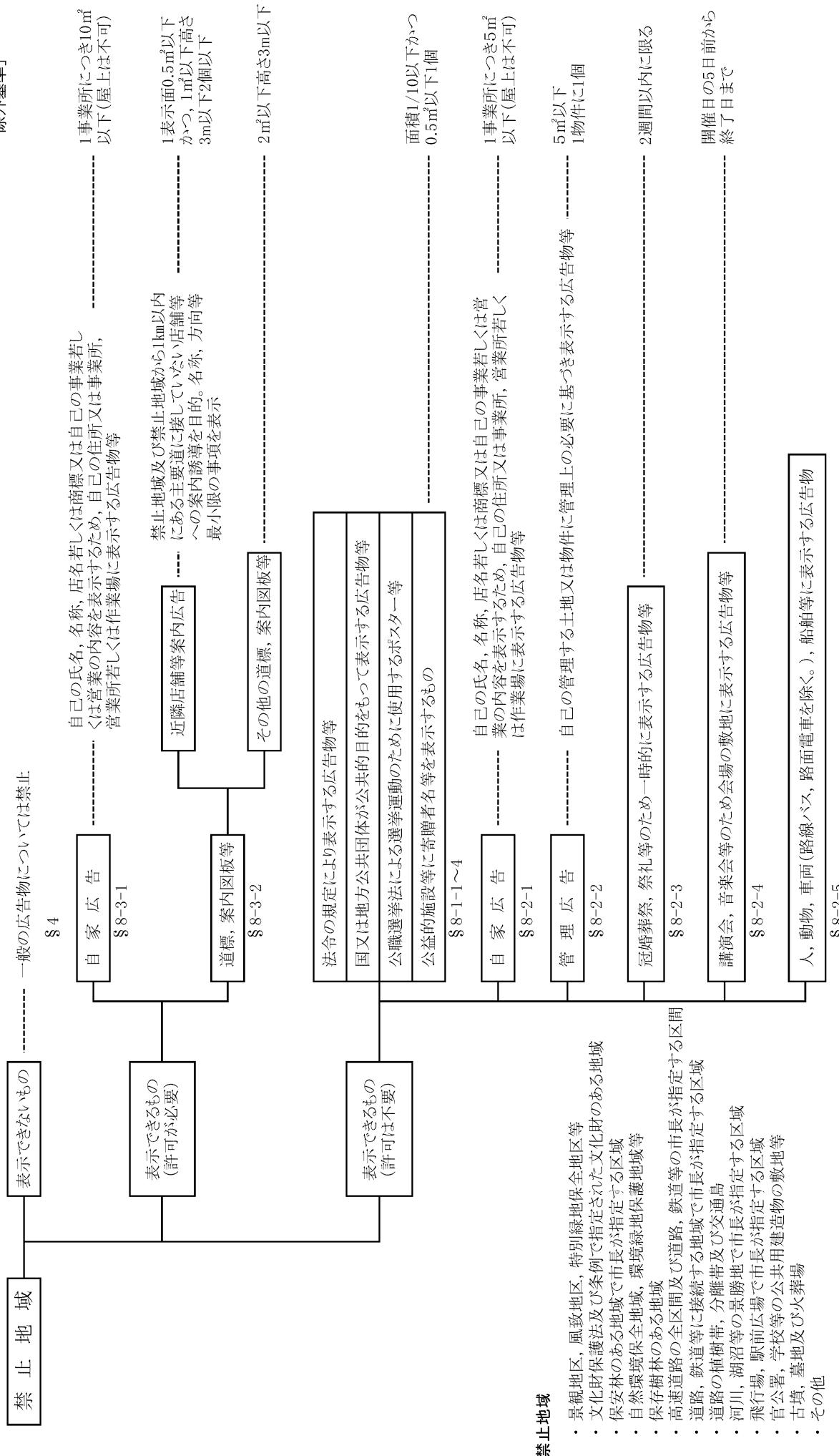


区域止地禁(2)

卷八



8 禁止地域(条例第4条)

次の地域及び場所については、広告物等を表示し、又は設置することができない。ただし、条例第8条に該当すれば、適用除外として許可を受けずに(又は許可を受けて)表示し、又は設置できる場合がある。

	禁 止 地 域	具 体 例 ・ 指 定 例
1	・ 景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区(市長が指定する区域を除く。) (都市計画法§8)	後楽園風致地区 (後楽園周辺及び操山一帯204ha)
2	・ 国指定重要文化財、国宝 (文化財保護法§27) の建造物	岡山城月見櫓、吉備津神社本殿・拝殿ほか
	・ 国指定重要有形民俗文化財 (同法§56-10) の建造物	(該当なし)
	・ これらの周囲で市長が指定する区域	☞ 文化財指定建造物から20m以内
	・ 国指定史跡・名勝・天然記念物 (同法§69)	造山古墳、高松城跡、後楽園ほか
3	・ 岡山県指定重要文化財 (県文化財保護条例§4) の建造物	吉備津彦神社本殿、旧足守藩侍屋敷遺構ほか
	・ 岡山県指定重要有形民俗文化財 (同条例§24) の建造物	(該当なし)
	・ これらの周囲で市長が指定する区域	☞ 文化財指定建造物から20m以内
	・ 岡山県指定史跡・名勝・天然記念物 (同条例§31)	高松城水攻め鳴谷川遺跡、近水園ほか
4	・ 市指定重要文化財 (市文化財保護条例§3) の建造物	安住院本堂、玉井宮本殿ほか
	・ 市指定重要有形民俗文化財 (同条) の建造物	つちえの井戸、戸川陣屋井戸
	・ これらの周囲で市長が指定する区域	☞ 文化財指定建造物から20m以内
	・ 市指定史跡・名勝・天然記念物 (同条)	岡山孤児院発祥の地、備前国総社ほか
5	・ 保安林指定された森林のある地域(森林法§25)で、市長が指定する区域	☞ 指定なし
6	・ 自然環境保全地域 (自然環境保全法4章)	(該当なし)
	・ 岡山県自然環境保全地域 (県自然保護条例4章。以下同じ。)	(〃)
	・ 岡山県環境緑地保護地域	竜の口地域(6.9ha)
	・ 岡山県郷土自然保護地域	安仁神社地域(6ha)、大井宮山地域(8.6ha)ほか
	・ 郷土記念物	曹源寺の松並木、吉備津の松並木、矢喰の岩ほか
7	・ 保存樹木のある地域(岡山市環境保全条例§30の10)	(該当なし)
	・ 市民に親しまれ、かつ、市民の誇りとなる景観を有する地域又は新たに優れた景観を創造すべき地域で、市長が指定する区域	☞ 指定なし
8	・ 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間	山陽自動車道、中国横断自動車道(岡山自動車道)
	・ 道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の市長が指定する区間	☞ 県道岡山賀陽線(吉備新線)、県道日応寺栢谷線
	・ 鉄道・軌道・索道 (以下「鉄道等」という。)の市長が指定する区間	☞ 指定なし
10	・ 道路及び鉄道等に接続する地域で市長が指定する区域	☞ 前号の県道から展望できる両側各100m以内の区域
11	・ 道路の植樹帯、分離帯及び交通島	
12	・ 河川、湖沼、渓谷、海浜、高原、山岳その他の景勝地及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域	☞ 旭川湖及び湖岸から100m以内の区域
13	・ 港湾、飛行場、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域	☞ 岡山空港及び岡山空港から500m以内の区域 岡南飛行場及び岡南飛行場から500m以内の区域 岡山駅の駅前広場
	・ 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他公共用建造物及びその敷地	
	・ これらの付近の地域で市長が指定する区域	☞ 指定なし
15	・ 古墳、墓地及び火葬場	
16	・ 社寺及び教会の建造物	
	・ その境域で市長が指定する区域	☞ 指定なし

◎ 禁止地域の指定（指定告示）

- (1) 文化財指定建造物から 20m以内の区域
- (2) 次の表の左欄に掲げる道路の右欄に掲げる区間及び当該区間から展望することができる両側各 100m以内の区域

道 路	禁 止 地 域	
	始 点	終 点
県道岡山賀陽線	国道 53 号との交差点（田益地内）	加賀郡吉備中央町境（掛畠地内）
県道日応寺栢谷線	市道伊福町二丁目吉宗線との交差点 (吉宗地内)	県道妹尾御津線との交差点 (日応寺地内)

- (3) 旭川湖及び湖岸から 100m 以内の区域
- (4) 岡山空港及び岡山空港から 500m 以内の区域
- (5) 岡南飛行場及び岡南飛行場から 500m 以内の区域
- (6) 岡山駅の駅前広場

9 禁止物件（条例第 5 条）

次の物件には、市内全域において、広告物等を表示し、又は設置することができない。ただし、条例第 8 条に該当すれば、適用除外として許可を受けずに（又は許可を受けて）表示し、又は設置できる場合がある。

(1) 表示・設置ともに禁止の物件

- ① 橋（ガードを含む。）、トンネル及び高架構造物
- ② 石垣及び擁壁の類
- ③ 街路樹及び路傍樹並びに保存樹（岡山市環境保全条例 § 30 の 10）
- ④ 信号機、路上信号制御機、道路標識、航空標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー、歩道柵、駒止めの類、里程標の類及び地下道上屋
- ⑤ 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑥ 公衆電話ボックス、郵便ポスト、路上変圧器及びこれらに類するもの
- ⑦ 送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑧ 煙突、及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類
- ⑨ 彫像及び記念碑の類
- ⑩ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致の維持に必要なものとして規則で定める物件